

# 令和7年度大館市介護保険施設等物価高騰対策事業（訪問系）費補助金交付要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰に伴い光熱水費等（施設の光熱水費、給湯等に係る灯油・重油購入費、車両燃料費及び清掃等の委託費をいう。以下同じ。）の負担が増加している介護保険施設等に対し、安定的な介護サービスの提供を維持するための緊急的な支援として、光熱水費等の一部を予算の範囲内において補助する令和7年度大館市介護保険施設等物価高騰対策事業（訪問系）費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## （補助対象施設）

第2条 補助金の交付の対象となる事業所及び施設（以下「補助対象事業所等」という。）は、申請日時点で市内において介護保険等の指定を受けて運営を継続している別表1に定める事業所等とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業所等において提供するサービスについて、他の同種の補助金の交付を受けている又は受けた見込みである場合は、補助金を交付しない。

## （補助金の額）

第3条 補助金の額は、別表2に定めるところにより算出した基準額とする。

## （交付の申請等）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業所等を運営する事業者（以下「申請者」という。）は、令和8年3月3日までに、令和7年度大館市介護保険施設等物価高騰対策事業（訪問系）費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所別申請額一覧（様式第2号）
- (2) 事業所別個票（様式第3号）

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による申請をすることができない。

- (1) 大館市暴力団排除条例（平成23年条例第34号）に規定する暴力団又は暴力団員が運営に関与している事業所
- (2) 申請日時点で、休止又は廃止を予定している施設

（交付決定等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否及びその額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、市から当該申請者に連絡し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付に係る証拠書類等については、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助金の交付の対象となった申請者が、令和8年3月31日までに予期せぬ理由による廃止、休止等により事業活動を停止した場合は、その旨を市長に報告するとともに、別表2の備考3に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない。
- (3) 補助金の交付の対象となった経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) 補助金を光熱水費等以外に使用してはならない。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

2 前項に掲げるもののほか、市長は、必要に応じ補助金の交付に当たって条件を付することができる。

（補助金の請求）

第7条 第5条第1項の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第5号）を市長に

提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長の決裁のあった日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条第1項第1号及び第8条の規定については、同日以後もなおその効力を有する。

別表1（第2条関係）

事業所等区分	サービス種別
訪問系	訪問介護
	訪問入浴介護
	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
	福祉用具貸与・販売
備 考	
1 医療系サービスみなし指定事業所は、補助対象外とする。	
2 各介護予防サービスは、補助対象外とする。	
3 同一の事業者が同一の住所地において、上記に掲げる複数のサービス種別を提供している場合にあっては、1事業所とみなす。	
4 共生型サービスを行う介護サービス事業所は、この補助金による交付申請のみを行うものとし、別に市が実施する障害福祉サービス等事業所に対する物価高騰対策の補助金と重複して申請することはできない。	

別表2（第3条関係）

事業所等区分	基 準 額
訪問系	1 事業所当たり 103,000円

備 考

1 複数のサービス種別を運営している事業者は、サービス種別毎の基準額を合算して申請することができるものとする。

2 市内で複数の事業所を運営している場合は、各事業所の基準額を合算して申請することができるものとする。

3 新規開始、休止又は廃止により、令和7年度における運営期間が11か月以下となる場合は、上記の基準額に運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含める）を乗じて12で除した額を基準額とする。

なお、感染症患者等の発生により、保健所等の指示や助言等に基づき、事業所等を臨時休業した場合等については、上記の事業所等の休止には含まれないものとする。また、基準額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるこことする。